別　紙　健康保険被扶養者確認調書の必要書類

印字されている被扶養者は、該当する書類を取り揃えてください。

※令和５年1月1日以降に新たに被扶養者となった方は添付不要

収入が無い方も「収入が無いことを証明する」為に証明書が必要です。

※「源泉徴収票」は給与以外の収入が確認できないため不可

＊今年度末19才以上の扶養者のみ印字しています

＊下記以外の証明書等の提出をお願いする場合もあります

◎ 必ず提出　　○ 該当者は必ず提出　※提出書類の返却不可

＜ 下記チャートにより、必要書類を提出してください ＞

必要書類	子				配偶者				父母・義父母・その他			
	収入あり		収入なし		昨年	収入あり		収入なし		収入あり		収入なし	
	学生	学生以外	学生	学生以外	高校生	年金あり	年金なし	年金あり	年金なし	年金あり	年金なし	年金あり	年金なし
①～②のいずれか【原本】※（市区町村発行） ① 「令和5年度所得証明書」（昨年の収入額が記載されたもの） ② 「令和5年度非課税証明書」（昨年の収入額が記載されたもの） ●「源泉徴収票」は給与以外の収入が確認できないため不可	◎	◎	◎	◎	学生以外は現状を備考欄に記入	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
「給料明細書」の写（直近のもの。１カ月分） 健保で確認後、追加依頼の場合あり	◎	◎				◎	◎			◎	◎		
「学生証」または「在学証明書」の写（就職予定者は備考欄に予定日を記入）	◎		◎		◎					○	○	○	○
確定申告（自営、農業、不動産、年金収入等）された方は 「令和４年分 確定申告書」（税務署印のあるもの）および「収支内訳書」の写	○	○				○	○			○	○		
年金を受給している方は、公・私的すべての年金各種（老齢、遺族、障害、恩給等）の 「直近の年金改定通知書」または「裁定通知書」「振込明細書」の写	○	○	○	○	○	◎		◎		◎		◎	
・令和４年に雇用保険を申請または受給した方は「雇用保険受給者証」（原本） ・傷病手当金・出産育児一時金・出産手当金等を受給した方は「支給通知」	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
別居の方 ＊会社都合（転勤）・学生の方は除く 該当者への「送金証明」（R4年1月～12月分） （通帳のコピー、振込明細書等）		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○

≪提出書類に不足・不備がある時は、再提出または、代替書類を提出して頂きます≫

※「所得証明書」「非課税証明書」について　（自治体により名称・フォーマットが異なります）

○**令和4年1月～令和4年12月の総収入**の証明書が必要です

＊収入なしの方は0円の証明

○1月1日現在の住居地で発行されます　（郵送も可能）

○市区町村の担当窓口で発行されます　（参考：厚木市の場合は、市民税課）

○証明書請求時に本人確認（運転免許証や保険証の提示）を行われる場合があります

●未提出の場合は、前回の調査時に遡って資格を喪失させていただきます。

被扶養者認定基準

① 被扶養者となるためには、主として被保険者の収入によって生活していること

② 同居の場合は、被扶養者となる人の年間収入が、130万円未満（但し、60才以上180万円未満、夫婦合算で260万円未満、障害者180万円未満）であり、かつ被保険者の年間収入の原則1/2未満であること

③ 収入のある方が2人以上の場合は、原則として収入の多い方の被扶養者となります

④ 別居の場合は、上記①～③の条件の他に、被保険者からの送金額が収入より多いこと

⑤ 雇用保険受給者は、日額3,612円未満（60歳以上5,000円未満）とする

⑥ 認定にあたっては、健保内規および家計の実態や社会通念等を総合的に勘案して認定します